

昭島市住民税非課税世帯等子育て支援特別給付金（こども加算）について、以下のとおり申出をします。申出内容に不備があり期限までに不備が解消されなかった場合や、期限に申出が間に合わなかった場合、申出の受付ができないことに同意します。

※給付のお知らせと異なる口座に変更する場合、支給日は振込予定日より遅くなります。

A  
（全員記入）

申 出 日 : 令和 6年 月 日		
世帯主氏名		生年月日
フリガナ		大・昭・平・令
氏名		年 月 日
申請書番号		
「給付のお知らせ」の右下に記載された番号		
現住所・電話番号		
日中連絡がとれる電話: ( )		

「給付のお知らせ」記載の期限  
までに必着でご提出ください。  
※ 期限後は、受付できません

【申出事項】 給付のお知らせと異なる口座への振込を希望する場合

・ ご意向確認のため、下記の「□」に○を記入してください

昭島市住民税非課税世帯等子育て支援特別給付金（こども加算）給付のお知らせに記載の振込口座と異なる下記口座（原則、受給権者である世帯主の口座とします）への振込みを希望します。

【振込口座記入欄】

下欄を記入し、裏面に本人確認書類の写しと振込先金融機関口座確認書類の写しを貼付してください

B

金融機関名					銀行・信組
	金融機関コード				信金・農協
支店名					本店・支店
	支店コード				
種別	普通・当座				
口座番号					
口座名義（カナ）					

本人確認書類コピーと金融機関口座確認書類の写し（コピー）を裏面に貼付してください。

※**ゆうちょ銀行の場合**は、見開き1ページ目の下部の写し（コピー）も貼付してください。

※口座番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。誤りがあると支給が遅れることがあります。

※マイナンバーとひも付けされた公金受取口座への振込みを希望する場合、下記説明をお読みの上、下の「□」に○を記入してください。（誤って記入してしまった場合は、二重線で消して訂正印を押印）

（該当する場合のみ○を記入） ⇒

・公金受取口座とは、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録（マイナンバーとひも付け）する口座です。登録（マイナンバーとひも付け）がお済みでない場合は、公金受取口座への振込みは希望できません。

年金や児童手当等の受給口座、市税の引落とし口座ではありませんのでご注意ください。

・公金受取口座への振込みを希望する場合のみ、金融機関口座確認書類の提出は不要です。

※金融機関の口座開設ができない等、振込口座を指定できず、現金支給を希望する方は、下記の「□」に○を記入してください。（振込可能な口座がある方は選択不可）（誤って記入してしまった場合は、二重線で消して訂正印を押印）

（該当する場合のみ○を記入） ⇒

裏面も「確認ください」

【申出事項】 振込口座の変更希望以外の事項を申し出する場合

・ご意向確認のため、下記の該当する事項の「□」に○を記入してください

C

以下の事由により受給資格がありません。  
(下の該当する事項の「□」に○を記入してください)

対象児童を扶養していない。(対象児童を別の人が扶養しているなど)  
※扶養とは生計が同一のことをいいます。

その他 ( )

支給を辞退します。

【振込口座の変更を希望して、世帯主（受給権者）以外の方が代理申出・受給を行う場合】

D

代理人	フリガナ	委任者との 関係	代理人生年月日	代理人住所・電話番号
	代理人氏名		大・昭・平・令	
			年 月 日	日中連絡がつく電話 ( )

上記の者を代理人と認め、

給付金の  申請（本書の記入・提出）  
 受給（代理人の口座へ振込み）  
 申請及び受給

を委任します。

※ 上のいずれかの「□」に○を記入してください。  
 ※ 法定代理の場合は、委任方式の選択は不要です。

署名

【表面にある世帯主（受給権者）  
の方のご署名】

貼付欄に貼り付けられない場合は、余白にホチキス止めしてください

E

（ア）は、振込口座の変更を希望する場合のみ

ア. 振込先金融機関 口座確認書類 貼付欄 < こちらにのり付け >

振込希望口座の

①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④口座名義人（カナ）

がわかる通帳やキャッシュカードの写し（コピー）

※ WEB口座（無通帳口座）の場合も、上記が確認できる書類を提出してください。

※ 表面で公金受取口座（マイナンバーにひも付けた口座）への振込を希望した場合のみ、口座確認書類は不要です。

【公金受取口座とは、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録（マイナンバーとひも付け）する口座です。年金や児童手当等の受給口座、市税の引落とし口座ではありません。】

イ. 本人確認書類（世帯主・代理人） 貼付欄 < こちらにのり付け >

【世帯主の本人確認書類（いずれかの写し）】

マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、介護保険証、在留カード、パスポート 等

【代理人の本人確認書類（いずれかの写し）】

マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、介護保険証、在留カード、パスポート 等

※ 代理人による申出や受給を行う場合は、世帯主と代理人両方の本人確認書類を貼り付けてください

【提出先】 昭島市福祉総務課給付金担当（昭島市田中町1-17-1）

窓口：昭島市役所2階205会議室（午前8時30分～午後5時・土日祝を除く）